

平成28年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計70件（予算議案34件・条例議案22件・一般議案3件・道路議案2件・人事議案9件）

《予算議案》

議案第1号～議案第15号

（内容）

- ・ 平成27年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 平成27年度さいたま市特別会計補正予算 12件
- ・ 平成27年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・ 平成27年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第16号～議案第34号

（内容）

- ・ 平成28年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成28年度さいたま市特別会計予算 15件
- ・ 平成28年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成28年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成28年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

《条例議案》

議案第35号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部法務・コンプライアンス課）

行政不服審査法等の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、さいたま市固定資産評価審査委員会条例のほか11条例について所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部改正
 - ・ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）による地方税法の一部改正を踏まえ、規定の整備を行うもの。
- 2 さいたま市附属機関の設置等に関する条例の一部改正
 - ・ 行政不服審査法の施行に伴い、さいたま市療育手帳判定審査委員会の担当事務から療育手帳の交付に係る障害程度の判定に関する不服申立ての審査に関する事務を削除するもの。
- 3 さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部改正
 - (1) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問の対象として、開示請求に係る不作為を加えるもの。
 - (2) 行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするもの。
 - (3) 整備法による行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、規定の整備を行うもの。
- 4 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
 - ・ 整備法による情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正を踏まえ、意見の陳述等、意見書等の提出及び提出資料等の閲覧等に関する規定の整備を行うもの。

5 規定の整備

- ・ 行政不服審査法の施行に伴い、次の条例について規定の整備を行うもの。
 - ア さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - イ さいたま市職員の給与に関する条例
 - ウ さいたま市職員退職手当条例
 - エ さいたま市市税条例
 - オ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
 - カ さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
 - キ さいたま市消防団員等公務災害補償条例

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第36号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (所管課所・市民局区政推進室)

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 分掌事務
- ・ 地方自治法の一部改正に伴い、区役所の分掌事務を新たに規定するもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第37号 さいたま市行政不服審査会条例の制定について

(所管課所・総務局総務部法務・コンプライアンス課)

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に係る事件について調査審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 行政不服審査法の規定に基づき、「さいたま市行政不服審査会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を5人以内とするもの。
- (2) 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。

4 会長

- ・ 審査会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

5 会議

- (1) 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができないこととするもの。
- (3) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

(4) 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとするもの。

(5) 会議は、非公開とするもの。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができることとするもの。

6 専門委員

(1) 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとするもの。

(2) 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱することとするもの。

(3) 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとするもの。

7 守秘義務

- ・ 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

8 庶務

- ・ 審査会の庶務は、総務局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第38号 さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (所管課所・農業委員会事務局農業振興課)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備

(1) 農業委員会等に関する法律の規定による公職選挙法の準用規定を削るもの。

(2) 条例で引用している農業委員会等に関する法律「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」にそれぞれ改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第39号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、平成27年の市人事委員会勧告に基づく地域手当の支給割合の引上げが実施された後も給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準が維持されるよう、市長等の給料月額を引き下げるとともに、一般職職員における退職手当の支給水準の引下げに準じて市長等の退職手当の支給割合を引き下げするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 給料月額の改定

- ・ 市長等の給料月額を引き下げるもの。

	現行	改定後

市長	1, 243, 000円	1, 210, 000円
副市長	977, 000円	951, 000円
水道事業管理者	819, 000円	797, 000円
教育長	814, 000円	792, 000円
常勤の監査委員	625, 000円	608, 000円
特別職の秘書	480, 000円	467, 000円

2 退職手当の支給割合の改定

- 市長等の退職手当の支給割合を引き下げるもの。

	現行	改定比率	改定後
市長	60 / 100	87 / 104	50 / 100
副市長	40 / 100	87 / 104	33 / 100
水道事業管理者	25 / 100	87 / 104	21 / 100
教育長	25 / 100	87 / 104	21 / 100
常勤の監査委員	20 / 100	87 / 104	17 / 100
特別職の秘書	20 / 100	87 / 104	17 / 100

3 給料月額の改定

- さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の施行の際現に在職する教育長（以下「旧制度教育長」という。）の給料月額を引き下げるもの。

	現行	改定後
旧制度教育長	814, 000円	792, 000円

4 退職手当の支給割合の改定

- 旧制度教育長の退職手当の支給割合を引き下げるもの。

	現行	改定比率	改定後
旧制度教育長	25 / 100	87 / 104	21 / 100

（施行期日） 平成28年4月1日

議案第40号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

平成27年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の適正化を図るとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 給料表の改定

(1) 行政職給料表の改定

- 国の給与制度との均衡等を考慮し、給料と地域手当との間で給与の配分変更を行うとともに、世代間及び職務・職責に応じた給与配分の適正化を図るもの。（平均2.6%（最大4.4%）の引下げ）

(2) 医療職給料表の改定

- 医療職職員の処遇確保に配慮しつつ、行政職給料表との均衡を考慮し改定を行うもの。（医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保するため、改定を行わない。）

- (3) 特定任期付職員の給料表の改定
- ・ 国の特定任期付職員の給与改定状況に準じ、給料表の改定を行うもの。
- 2 等級別基準職務表の新設
- ・ 地方公務員法の一部改正に伴い、給料表に定める職務の級（特定任期付職員については号給）に分類する基準を条例で規定することとするもの。
- 3 初任給調整手当の引上げ
- ・ 初任給調整手当の支給限度額を30万7,000円から30万7,800円に引き上げるもの。
- 4 地域手当の支給割合の改定
- ・ 地域手当の支給割合を100分の12から100分の15（医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、100分の15から100分の16）に改めるもの。
- 5 単身赴任手当の改定
- ・ 単身赴任手当の月額を2万3,000円から3万円に引き上げ、交通距離に応じた加算額の上限を4万5,000円から7万円に引き上げるもの。
- 6 55歳を超える職員の給料月額等の特例の廃止
- ・ 55歳を超える職員に対する給料月額等の減額支給措置の期間を平成30年3月31日までの間とするもの。
- 7 適用
- ・ 3については平成27年4月1日から適用するもの。
- 8 経過措置
- (1) 現給保障措置
- ・ 新給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額（旧給料月額）に達しない職員については、平成30年3月31日までの間、当該新給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するもの。
- (2) 地域手当に関する経過措置
- ・ 地域手当の支給割合は、平成30年3月31日までの間、人事委員会規則で定める割合とするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日（3及び7については、公布の日）

議案第41号 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

給料表の引下げ改定に伴い給料月額を算定基礎としている退職手当の支給水準が低下することを踏まえ、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に支給額に反映させるよう、職責に応じて加算することとされる調整額を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 退職手当の調整額の改定

- (1) 退職手当の調整額を引き上げるもの。

	現 行	改定後
第1号	54,150円	70,400円
第2号	50,000円	65,000円
第3号	45,850円	59,550円

第4号	41,700円	54,150円
第5号	33,350円	43,350円
第6号	25,000円	32,500円
第7号	20,850円	27,100円
第8号	16,700円	21,700円
第9号	0円	0円

(2) これまで勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていた第8号区分を、他の区分と同様、勤続期間の長短にかかわらず支給の対象とするもの。

2 規定の整備

(1) 条例で引用している地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもの。

(2) 条例で引用している地方独立行政法人法「第55条」を「第8条第3項」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日(2(2)については、公布の日)

議案第42号 さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所)

さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業について、平成21年1月9日付けで換地処分が行われ、清算金処理を含む全ての事業が今年度をもって終了するため、さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計条例及びさいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程を廃止するもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第43号 さいたま市行政不服審査関係事務手数料条例の制定について

(所管課所・総務局総務部法務・コンプライアンス課)

行政不服審査法等の施行に伴い、審理員、審査庁又はさいたま市行政不服審査会による書面の写し等の交付に係る手数料を新設するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 種類及び額

事務の種類	手数料の額
1 法第38条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、1枚につき20円)
2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、1枚につき20円)
3 地方自治法第258条第1項において準用する法第38条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、1枚につき20円)
4 公職選挙法第216条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付	用紙1枚につき 10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、1枚につき20円)

<p>5 地方税法第433条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による書類若しくは資料の写し又は電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付</p>	<p>用紙1枚につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、1枚につき20円）</p>
--	--

2 減免

- ・ 審理員、審査庁（他の法令において準用する場合を含む。）又はさいたま市行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとするもの。

（施行期日） 平成28年4月1日

議案第44号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・建設局建築部建築行政課）

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 手数料の新設
 - ・ 建築物の移転の認定申請に対する審査手数料を1件につき27,000円とするもの。

（施行期日） 平成28年4月1日

議案第45号 さいたま市債権管理条例の制定について

（所管課所・財政局債権整理推進部収納対策課）

市の金銭債権の管理に関する事務の処理について一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、新たに条例を制定するもの。

（内容）

1 市長等の責務

- ・ 市長等は、市の債権の管理に関する事務について、法令等の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならないこととするもの。

2 台帳の整備

- ・ 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないこととするもの。

3 督促

- ・ 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、督促しなければならないこととするもの。

4 債務者に関する情報の共有

- ・ 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合で、当該債権の管理事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができることとするもの。

5 滞納処分等

- ・ 市長等は、自力執行権のある債権について、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分等並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の定めるところにより、行わなければならないこととするもの。

6 強制執行等

- (1) 市長等は、自力執行権のない債権について、地方自治法施行令の規定により、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないこととするもの。
- (2) 市長等は、自力執行権のない債権について、地方自治法施行令の規定により、徴収停止、履行期限の延長等又は当該債権及びその延滞金等の免除をすることができることとするもの。

7 債権の放棄

- (1) 市長等は、自力執行権のない債権について、一定の場合に、当該債権及びその延滞金等を放棄することができることとするもの。
- (2) 市長は、毎年度、放棄した債権について、議会に報告するものとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第46号 さいたま市スポーツ振興基金条例の制定について

(所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

スポーツ振興に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、寄附金及び積立金で予算に計上した額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、スポーツ振興に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第47号 さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

人口の増加、高齢化等により民生委員の負担が増加している現状を鑑み、民生委員一斉改選に併せて定数を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 民生委員の定数の増員

- ・ 定数を「1,399人」から「1,426人」とするもの。

(施行期日) 平成28年12月1日

議案第48号 さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

介護保険制度が開始されてから一定期間が経過し、重度要介護高齢者の介護サービスを受ける環境が整備されたことを踏まえ、条例を廃止するもの。

(内容)

1 条例の廃止

- ・ 重度要介護高齢者手当支給事業を廃止するため、条例を廃止するもの。

2 経過措置

- ・ 条例の施行の際に支給している手当については、条例の廃止後も、引き続き受給資格を有している者に限り、支給を継続することとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第49号 さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

社会状況の変化及び介護保険制度の充実等に伴い、本制度の見直しを図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 受給資格等の見直し

- ・ 受給資格の要件に心身障害者になった年齢が65歳未満である者を加えるもの。

2 支給制限等の見直し

- (1) さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の廃止に伴い、重度要介護高齢者手当との併給制限の規定を削るもの。
- (2) さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例の経過措置により重度要介護高齢者手当を受給する者について併給制限を行う経過措置を設けるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第50号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立曲本保育園の建替工事に伴い、仮設園舎へ移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 位置の改正

- ・ さいたま市立曲本保育園の位置について、「曲本4丁目5番7号」から「沼影2丁目4番15号」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年3月22日

議案第51号 さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境総務課)

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 空家等対策の推進に関する特別措置法との関係

- (1) 法の規定による特定空家等を除く管理不全な空き家等に対し、調査等、指導、勧告、命令に係る条例の規定を適用することとするもの。
- (2) 法の規定による命令に従わなかった者に対し、公表に係る条例の規定を適用することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第52号 さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部地域医療課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における医療法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 専属薬剤師の配置の基準

- ・ これまでの診療所に加え、新たに病院における専属の薬剤師の配置について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

2 病院の従業者の基準

- ・ 従業者の員数について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

3 病院の施設の基準

- ・ 施設及びその構造設備について、県条例で定める現行基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第53号 さいたま市理容師法施行条例及びさいたま市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

規制改革実施計画の閣議決定により、理容所及び美容所の重複開設が認められたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 重複開設する理容所及び美容所の衛生上必要な措置における適用除外
- ・ 理容所及び美容所を重複開設する場合において、隔壁等により区画しなくてもよいこととするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第54号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律における独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 許可不要の者の改正
- ・ 風致地区内における建築物の建築等の行為について、市長の許可を要しない者のうち、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第55号 さいたま市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築総務課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律における建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 委員の任期の見直し
 - ・ 省令で定める基準を参酌して委員の任期を、現行の2年から3年とし、再任されることができるとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

議案第56号 さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 グリドル付こんろに関する離隔距離の追加
 - ・ グリドル付こんろに係る離隔距離の基準を追加するもの。
- 2 電磁誘導加熱式調理器の最大入力値の引上げ
 - ・ 電磁誘導加熱式調理器の最大入力値を4.8キロワットから5.8キロワットに引き上げ、1口当たりの最大入力値が3キロワットから3.3キロワットに引き上げることとするもの。

(施行期日) 平成28年4月1日

《一般議案》

議案第57号 市営峰岸住宅建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

(内容)

- 1 契約の目的
市営峰岸住宅建設(建築)工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
14億7,682万2,240円
- 4 契約の相手方
田中・スミダ・共栄特定共同企業体

議案第58号 議決事項の一部変更について(東武野田線岩槻駅東西自由通路設置工事委託契約)

(所管課所・都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所)

平成24年2月議会において議決を得た東武野田線岩槻駅東西自由通路設置工事委託契約について、労務費及び資材価格の高騰等に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方

東武鉄道株式会社

2 変更内容

	契約金額
変更前	19億2,500万円
変更後	21億3,500万円

議案第59号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成28年4月1日

3 契約金額

1,760万4,000円を上限とする額

4 契約の相手方

西村 克広

《道路議案》

議案第60号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 4路線

開発 4路線 計8路線

議案第61号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 1路線

開発 0路線 計1路線

《人事議案》

議案第62号～議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

議案第65号～議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。